

氷見市地域経済循環創造事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環の創造を図るため、予算の範囲内においてその事業化の取組を促進し、地域での産業創出及び経済循環を図るため、氷見市地域経済循環創造事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- (1) 将来に渡って市内で事業を継続すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でない団体又は同条第6号に規定する暴力団の構成員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (4) 新規の事業を実施し、それに対してその他の補助金及び氷見市地域総合整備資金貸付要綱に基づく融資を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条第1項の交付対象経費とする。

(補助期間)

第4条 補助金を交付する期間（以下「補助期間」という。）は、総務省要綱第6条の交付期間とする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費から地域金融機関等の融資額等及び補助対象事業を行う事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額を限度とし、かつ、1事業当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 融資額等が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円

(2) 融資額等が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円

(3) 融資額等が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円

(4) 融資額等が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 総務省要綱が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書

(2) 地域経済循環創造事業交付金交付金申請調書（複数年度の場合）

(3) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第2号）

(4) 初期投資計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

(5) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助

金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、交付申請書の写しを添えて申請取下書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(状況報告)

第9条 補助対象者は、市長から要求があった場合は、事業の遂行状況について遂行状況報告書（様式第4号）を提出するものとする。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更申請書（様式第5号）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用額を除く。

(2) 第6条第2項のただし書により交付の申請をした場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったとき

(3) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。

(4) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げるもののうち軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる変更

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更

(5) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき

(6) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

(7) 補助金事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき

2 市長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内に、又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

(3) 事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(4) 融資機関からの融資決定通知等融資額等を確認できる書類の写し

(5) その他、市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月15日までに前項に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取り消

し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、総務省要綱、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）

には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて総務省要綱で定められた利率を用いて算定した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項の規定による納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は未納額についてその未納期間に応じて総務省要綱で定められた利率を用いて算定した延滞金を徴するものとする。

4 市長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

5 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の経理等）

第14条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管

理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第7号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第8号）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しをしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

（補助金の返還）

第17条 補助事業者は、総務省要綱第22条第3項の規定により市が総務大臣から補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられたときは、当該額を市に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還を命ずることができる額は、交付額を上限とする。

（検証等に対する資料の提出）

第18条 補助事業者は、市長の求めに応じ、事業の検証に要する資料等を提出しなければならない。

（勧告・助言等）

第19条 市長は、補助事業者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、補助対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(細則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。